

(改正後全文)

児 発 第 3 4 4 号

平成10年4月22日

【一部改正】平成16年4月28日雇児発第0428004号

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403012号

【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331013号

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第7号

【一部改正】平成23年7月19日雇児発0719第1号

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第7号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号

【一部改正】平成29年3月31日雇児発0331第52号

【一部改正】令和6年3月30日こ支家第182号

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生省児童家庭局長通知

### 児童自立生活援助事業の実施について

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

## 児童自立生活援助事業実施要綱

### 第1 目的

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 第2 児童自立生活援助事業者

児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

### 第3 対象者

児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「措置解除者等」という。）のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者
- ② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ③ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ④ 法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除された者
- ⑤ ①から④に掲げる児童等以外の児童等であって、都道府県知事が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 満20歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、やむを得ない事情（※）により法第33条の6第1項の規定に基づき都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケ

ア) を受けている者

- ② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
- ③ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
- ④ 児童相談所、里親支援センター及び法第 11 条第 4 項の規定により里親支援事業（法第 11 条第 1 項第 2 号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者による自立のための援助（アフターケア）を受けている者

(※) やむを得ない事情とは、次のいずれかに掲げるものとする。

- ① 次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること
  - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校
  - イ 学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）
  - ウ 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）
  - エ 学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）
  - オ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学
  - カ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校
  - キ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校
  - ク アからキに規定する教育施設に準ずる教育施設
- ② 次のいずれかに該当する者であること
  - ア 試用期間中の者
  - イ 試用期間の満了後間がない者
  - ウ その他就労後間がない者
- ③ 次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
  - ア 社会的養護自立支援拠点事業を利用
  - イ 公共職業安定所における就職に関する相談
  - ウ 求人者との面接
  - エ アからウに掲げる活動に準ずる活動
- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

#### 第 4 実施場所

児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とする。

##### (1) 児童自立生活援助事業所 I 型

法第 6 条の 3 第 1 項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホ

ーム」という。)

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）  
又は里親（親族里親を除く。）の居宅

## 第5 入居定員

児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程で定めるものとする。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

5人以上20人以下

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

5人以下

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

① ファミリーホームの場合 6人以下（委託児童を含む。）

② 里親の居宅の場合 4人以下（委託児童を含む。）

## 第6 設備等

児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（対象者の居宅を除く。）の設備の基準は次に掲げるものとする。

① 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

② 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね2人までとすること。

また、男子と女子は別室とすること。

③ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。

④ 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

## 第7 事業内容

この事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等

② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等

③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等

④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整

⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童

家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携

⑥ 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など

## 第8 職員

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）及び指導員（主として児童自立生活援助を行う者）を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。なお、児童等の人数に応じて、①又は②を満たす配置とする必要があることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

### ① 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合には指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員が7人以上の場合には指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

#### 【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

### ② 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

ア 入居定員が2人以下の場合には指導員を1人以上配置する。

イ 入居定員が3人又は4人の場合には指導員を2人以上配置する。

ウ 入居定員が5人の場合には指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員をもって代えることができる。

(3) 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とし、補助員は⑤に該当する者とする。

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

② 法第18条の4に定める保育士

③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

## 第8 自立支援計画の策定

児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

## 第9 申込み、入居及び退居時の取扱い等

- (1) 都道府県は、その区域内における児童等の自立を図るため必要がある場合において、対象者から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行わなければならない。
- (2) 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1)により児童自立生活援助を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。
- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、児童自立生活援助を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等について報告を受けた場合であって、必要があると認めるときは、その児童等に対し申込みを勧奨しなければならない。
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設等にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報については、入居者の安全確保のため必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業所への入居を希望する対象者又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。
- (7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居者本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。
- (8) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

## 第10 実施に当たっての事業者の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第36条の12に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

い。

- (1) 利用者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活支援等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活支援等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた支援が必要な利用者に対し、就業先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退居者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 事業者は、利用者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
  - ① 職員に対し、利用者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
  - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - ③ 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
  - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (6) 都道府県からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならないこと。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。

なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと。
- (8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

## 第11 入居者の費用負担及び適切な経理処理

- (1) 事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものと

する。

- (2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

## 第12 経費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。

## 第13 その他

都道府県知事は、虐待を受けた児童等の緊急の避難先（こどもシェルター）として児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助等を行う事業がこの要綱に定める要件を満たす場合は、当該住居を児童自立生活援助事業所とし、援助の実施を委託することができるものである。